27 紀伊中学校いじめ防止基本方針

和歌山市立紀伊中学校 令和5年4月19日作成

1 はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、 将来にわたって、いじめを受けた生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害 し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない 行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、 学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がい じめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発 防止に努める。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条より】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、 生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を 感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、事実の 全容をしっかりと見極め、適切な対応をとる。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「**いじめは、見ようとしないと見えない**」との認識に立ち、い

じめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「**観衆」**や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「**傍観者**」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNSという。)でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知 しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切 に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

- ○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

(暴力を伴わないもの)

- ○移動教室に行くとき、準備物を持たされる
- ○給食を取りに行かされる
- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ○仲間はずれ、集団による無視をされる
- ○金品をたかられる
- ○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ○嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

- ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員 からなる、いじめ対策委員会を設置する。
- イ いじめ対策委員会の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導主任、学習支援推進教員、養護教諭、各学年から

2名とし、事例によって、**かかわりのある担任、顧問、教科担任**…他必要であれば、**スクールカウンセラー・生徒指導補助員**とする。

- ウ いじめ対策委員会は次のような役割を担う。
 - (ア) 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか を点検し、必要に応じて見直すという**PDCAサイクルの検証の 中核**となる役割
 - (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - (ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る**情報の収集** と記録、共有を行う役割
 - (エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

(2)未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての生徒に「**いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である**」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 生徒会活動等の活性化

学級活動(ホームルーム活動)等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移して、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことを しっかりと受け止め、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を 確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする 意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安 心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を徹底させるとともに、生徒にわか

る、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの 利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

キ 「いじめなくそうデー」(原則:毎月第1水曜日)の取り組み 各係が次のように取り組む。

その年の都合で入れ替わっても良い。

5月 いじめアンケート・生徒指導、 6月 情報、 7月 養護、

9月 生徒会、 10月 いじめアンケート、 11月 支援、 12月 人権

2月 いじめアンケート、 3月 道徳

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることがあるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを教育相談前の5月、教育相談期間の前の 10月、一年のまとめと来年度の取り組みとして2月に実施する。 実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境を つくる。実施方法は、次の点に配慮する。

- 記名で実施する。
- ・回答の時間を十分に確保する。
- ・回収する際は、アンケート用紙を二つ折りにし、学級担任等に直接提出させる。
- ・アンケートは担任がチェックした後、いじめ対策委員長が回収し、生徒が紀 伊中学校を卒業するまで保管する。

学級担任等は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。学年会を中心に会議を持ち、必要に応じて、いじめ

対策委員会、職員会議などを開き、検討する。

(イ) 教育相談体制の充実

1 学期と 2 学期に 1 回教育相談期間を設け、生徒一人ひとりと個人面談を行い、保護者を交えた三者面談を実施する。

生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラーや生徒指導補助員等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の(①) \sim (④) に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(①) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

(2) 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(③) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや生徒指導補助員の協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

(4) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえ

で、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

教職員の日頃の言動が、児童生徒に与える影響を考え、教職員の人権意識や指導の技能を向上させるため、いじめの防止等に対する教職員のあるべき姿勢について整理しておく。

その際、**教職員の不適切な言動や体罰がいじめを誘発し、深刻化につながる**ことを留意しておかなければならない。特に、体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為である。体罰により児童生徒を従わせようとすることは、力による解決への志向を助長させるものであり、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあることを認識し、不適切な指導等があった場合には、互いに指摘し合える職場の人間関係づくりに努める必要がある。

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年1回(第1回目のいじめに関するアンケートを取る前の4月に)校内研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を 気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組につい て、保護者に理解を得て、PTA総会や三者面談等の機会に情報交換を行 う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導 を実施したりして、校外での生徒の様子を把握する。

(6)継続的な指導・支援

いじめが解決したと思っても、逆に複雑化、深層化してしまい、教職員等からいじめが見えにくくなることがある。また、いじめる対象が変わったり、立場が逆転していたりする場合もある。

いじめを解消するためには、関係する生徒を組織的かつ継続的に指導・ 支援し続けていくことが必要である。

いじめ対策委員会やスクールカウンセラーや生徒指導補助員等を交えたケース会議等を定期的に行い、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の 言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等の利

用により確認するとともに、いじめ対策委員会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告 次のような事態(以下、「重大事態」という。)が発生した際、直ちに適切 な対処を行う。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席 することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめ を受けた生徒の状況に着目して判断する。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。
- (2) 重大事態の調査の実施と結果の提供
 - ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
 - イ いじめ対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調 査にあたる。
 - ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒 やその保護者に説明するなどの措置を行う。
 - エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

6 年間計画

4月~5月 現職教育、いじめに関するアンケート実施

6月教育相談7月三者面談

10月~11月 いじめに関するアンケート実施、教育相談

いじめ対策委員会の機能点検(PDCA)

12月 三者面談

2月 いじめに関するアンケート実施

毎月第1水曜日 「いじめなくそうデー」の取り組みの実施